検査設備明細書

対象附属品：一般附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器及び液化天然ガス自動車燃料装用容器に装置されている附属品以外の附属品）（容器則第３３条第５号）

１　気密試験のための検査設備（告示第３１条第６項第１号）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 設　備 | メーカー | 型式 | 数 | 備　考 |
| 空気又は不活性ガスを気密試験圧力以上の圧力に調整して供給することができる圧縮機、蓄圧器又は充塡容器及び接続配管 |  |  |  |  |
| 圧力計（気密試験圧力(液化水素運送自動車用低圧安全弁が装置される液化水素運送自動車用容器の内容積の98パーセントとなる圧力の数値の２／３倍の圧力)の１．５倍以上３倍以下の最高目盛のあるものであって、JIS B7505-1（2007）アネロイド型圧力計－第１部：ブルドン管圧力計に適合しているもの） |  |  |  |  |
| 発砲液等を塗布するための器具又は水槽 |  |  |  |  |

２　性能試験のための検査設備（告示第３１条第６項第２号）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 設　備 | メーカー | 型式 | 数 | 備　考 |
| 空気又は不活性ガスを安全弁の作動試験圧力以上の圧力に調整して供給することができる圧縮機、蓄圧器又は充塡容器及び接続配管 |  |  |  |  |
| 圧力計（安全弁の吹き始め圧力の１．５倍以上３倍以下の最高目盛のあるものであって、JIS B7505-1（2007）アネロイド型圧力計－第１部：ブルドン管圧力計に適合しているもの） |  |  |  |  |
| トルク測定器具 |  |  |  |  |